

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県加茂郡七宗町

2. 構造改革特別区域の名称

ひちそう よちよち パクパク食育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

岐阜県加茂郡七宗町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

七宗町は、日本列島のほぼ中央、岐阜県の中南部に位置し、県庁所在地である岐阜市から東北東へ 45 km、中部経済圏の中心都市名古屋市からは北北東へ 55 km の距離にあつて、東西・南北ともに 12.8 km の広がりを持ち、面積は 90.47k m²あり、町域のおよそ 91% は標高 200~700m の山林が占め、平地は極めて少なく町内を流れる飛騨川・神湫川及びこれらの支流の溪谷沿いに農地や宅地が点在する状況となっている。東は加茂郡白川町、西は関市、南は加茂郡川辺町、八百津町及び美濃加茂市、北は下呂市に接している。七宗町を形成する地域としては、大きく分けると神湫、上麻生、川並、中麻生となり、学校区では、神湫校区と上麻生校区に分かれ、地域の均衡ある発展が図られている。

本町の人口は、平成 25 年 4 月 1 日現在、男性 2,109 人、女性 2,320 人、合計 4,429 人、世帯数 1,505 戸で、出生率の低下、若者の都市への流出により高齢化が進み、高齢化率 37.68%と全国平均を大きく上回る状況である。

また、近年の出生率低下による急速な少子化のため、町内の教育・保育施設の児童、生徒数は減少傾向にある。

こうした中、本町では、町民の理解と参加を得て、子どもを安心して生み育てることができるまち、子どもが健やかに育つまちの実現を目指した「七宗町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を行っている。

近年、経済社会の持続的発展の中で、働く女性（母親）の増加に伴い、町内の公立保育所 2 施設において、通常の保育の他、一時預かり、低年齢児保育、延長保育、土曜保育などの保育サービスの充実を図っているが、就学前の子どもを持つ母親の子育てに関するアンケートの中で、食事や栄養に関する悩みが上位に位置してきていることから、これらを踏まえた、よりきめ細かな保育サービス・子育て支援サービスが求められている。

しかしながら、町内のいずれの保育所においても定員割れの状況が起きており、町の財政が大変厳しい折、限られた財源の中で効率的な運用をしていくためには、保育所の運営の合理化が喫緊の課題となってきた。

こうした課題の解消を進める中、各校区ごとに設置してある小中学校の学校給食調理

室（2施設）の老朽化に伴い、平成25年8月末稼働を目指し、建設を進めている大型共同調理施設「(仮称)七宗町給食センター」から給食の外部搬入を実施することにより、調理設備の維持管理経費や食材の一括購入と調理員の合理的な配置による調理業務経費の節減が図られ、節減分を財源として多様化する保育サービス・子育て支援サービス需要への対応が可能となる。

また、食育基本法が制定され、食育への取組が求められる中、学校給食では、地産地消と食育への取組、衛生管理が積極的に行われており、安全・安心な給食提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことができる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要はあるが、一方で保育所運営の合理化などにより、自治体の限られた財源の効率的活用が不可欠である。

本特例措置に基づく給食の外部搬入を実施する公立保育所2施設は、搬出元となる(仮称)七宗町給食センターで調理した給食を搬入することによって、食材の一元購入や調理員の合理的配置による調理業務経費、施設・設備の維持管理経費等の削減が図られ、保育所運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保が可能になる。また、衛生面や設備の整った大型調理施設で調理され、提供されることは、より安全・安心でおいしい給食につながると考えられる。

食育面では、学校給食と保育所が連携することにより、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食生活を情報交換、把握することができ、乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食生活習慣の定着を図ることができる。

また、給食センターにおいて、地場産の食材や、季節の行事食・郷土食も積極的に取り入れることにより、地域で培われてきた食文化への理解を深めるための豊かな食材とバラエティーに富んだ料理や、バイキング給食や希望メニューなど、楽しみを重視した給食を提供することも可能となる。このような給食を通じて、地産地消の推進はもとより、地元産の食材に慣れ親しむ環境づくりが可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

①外部搬入方法の導入により公立保育所運営のさらなる合理化を進め、それにより節減された財源を基に、多様化する保育サービス・子育て支援サービスの充実を図っていく。

②保育所、学校給食等が連携することにより、幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食生活内容を情報交換、把握することで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。これにより、食に関する関心を高め、幼児期から望ましい食習慣を身に付けさせることや、家庭教育学級などで保護者に対して子育てをしていく上での食の重要性を啓発し、生涯を通じて豊かで安全な食生活を送れることを目指す。

③地場産の食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化

を図る。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ①給食センターが一元的に食材等を購入することで、材料費・光熱水費・人件費等給食の調理に係る経費の節減が可能となり、保育所の効率的な運営が実現できる。
- ②衛生面・安全面で設備が整った大型調理施設で調理された給食を供与することは、養育者の負担を軽減し、安心して子どもを預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制及び仕事と子育ての両立支援に資することができる。
- ③新鮮で安全な地元農産物を取り入れた給食を提供し、幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても食の重要性、地元農産物や農業等への正しい理解が深まり、食育の大切さを知ることは、豊かな人間性を育むことができる。
- ④消費者が地域食材に慣れ親しむことで地産地消を促進し、生産者の収入の増加と生産意欲の向上による地域農業の活性化を図られる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) (仮称) 七宗町給食センター整備事業

本町内に2ヶ所ある学校給食室は、ともに築後50数年経過し、老朽化が著しいことやHACCPの考えに基づく衛生管理手法への転換が求められている中、平成25年8月末稼働を目指し、平成24・25年度の2カ年に渡る事業として着手したところである。

平成23年度に策定した「(仮称)七宗町給食センター建設基本計画」の施設整備計画において、給食対象校として町内全域の4小中学校と2保育園が対象となっており、調理規模として、500食を予定している。

(2) 子育て支援事業

給食の外部搬入を実施することにより、節減された財源を、安心して子育てができるための子育て支援サービスや保育ニーズの高い一時預かり、低年齢児保育、延長保育等の実施など、保育の質の向上を図る。

(3) 食育推進事業

外部搬入方式の実施により、保育関係者と学校給食関係者等が連携し、就学前児童から義務教育終了まで一貫した食育を実施し、望ましい食習慣の定着を図り、子どもたちの健やかな成長を育むことを推進する。

(4)地産地消促進事業

地元生産者と連携した安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地場産食材の積極的な活用を図り、地域農業の活性化を推進する。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

岐阜県加茂郡七宗町内の公立保育所

七宗第1保育園 七宗第2保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

公立保育所の給食を平成25年8月末稼働の（仮称）七宗町給食センターにおいて調理し、各保育所へ搬入する外部搬入方式とする。調理員は当該給食センターでの勤務とするが、各保育所に1名残し、乳児の離乳食などの調理業務や、配膳や消毒等の業務に柔軟に対応させることにより、公立保育所の効率的運営を図り、節減された経費を保育サービスの充実に充て、子育て支援事業の推進を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日雇児発0601第4号)」における留意事項を遵守する。

各保育所には、専用の調理室があり、加熱設備としてオーブンレンジ、ガステーブル、保存用として冷凍冷蔵庫、配膳用に配膳台が完備され、食器保管庫とともに各種調理器具も揃っているため、再加熱や冷蔵、冷凍が可能である。

食物アレルギー児等については、入園時に実施するアンケート調査を踏まえ、保護者・園医・園長・保育士及び栄養士との協議により除去食を準備し、給食センターで除去調理したものを別容器で搬送し、園長・保育士が食事の内容物を確認し、食事の提供を行う。

体調不良児への対応としては、当日保護者との連絡により体調確認を行い、除去食や代替食等が必要な場合は保育所調理室において調理することとし、児童の体調に合わせた給食を提供する。

食事の内容は、原則学校給食と同じとするが、児童の年齢や発達段階に応じて味付け、固さ、大きさ、量などを工夫し、提供する。3歳未満児についてはさらに刻み方を食べやすく飲みやすくなる工夫をし、発育状況に配慮した給食を提供する。回数や時期については、従来から保育所で行われている給食と同様に午前のおやつ1回、昼食及び午後のおやつ1回の形態とする（ただし、おやつについては自園調理で対応。）。

また、献立の作成については、園長・管理栄養士が常時献立に関する打ち合わせや調整を行い、必要な栄養素量の確保に注意を払うとともに、地域性や季節感を考慮した食材を利用しながら、幼児期から小・中学校まで一貫した食育プログラムに基づいて給食を提

供するなど、「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえた対応を行う。

衛生管理については、毎年度行われる保健所等による衛生指導による助言・指導に従うとともに、保育所における食事の提供について(平成22年6月1日雇児発0601第4号)を遵守する。また搬送については、給食センターの配送車により各保育園とも30分以内に配送することが可能である。

【給食の配送計画】

① 10 : 15	給食センター	② 10 : 15	給食センター
↓		↓	
10 : 40	七宗第1保育園	10 : 20	七宗第2保育園

【保育所における給食施設一覧】

項目	七宗第1保育園	七宗第2保育園
給食施設の面積	m ²	m ²
厨房	38.50	40.00
下処理室	5.67	5.29
食品庫	5.54	8.51
調理器具等	台	台
ガスコンロ	1	1
流し台	3	2
オーブンレンジ	1	1
給湯器	1	1
冷凍冷蔵庫	1	1
冷凍庫	2	1
食器消毒保管庫	2	2
配膳台	3	2
ワゴン	2	3
食器戸棚	—	1

【保育所入所児童数】

平成25年4月現在 (単位：人)

年 齢	七宗第1保育園			七宗第2保育園			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1歳児	0	3	3	0	2	2	0	5	5
2歳児	4	0	4	2	3	5	6	3	9
3歳児	4	5	9	0	2	2	4	7	11

4歳児	0	14	14	6	2	8	6	16	22
5歳児	6	6	12	8	5	13	14	11	25
計	14	28	42	16	14	30	30	42	72

【搬出元（給食センター（25年7月整備見込み））施設概要】

面積	644㎡
職員配置数	所長1名、栄養士1名、調理員8名
調理能力	500食/日
調理器具等	シンク（1槽・2槽・3槽、移動）、検収台、移動台、作業台、配缶台、スタックカート、食缶用カート、配送用コンテナ、L型運搬車、デジタル台秤、器具消毒保管機、包丁・まな板消毒保管機、包丁・まな板殺菌庫、シューズ殺菌庫、電気式天吊コンテナ消毒装置、電気式食器消毒保管機、パススルー冷凍冷蔵庫、パススルー冷蔵庫、検食用フリーザー、蓄冷材用冷凍庫、球根皮剥機（ドライ）、缶切機、フードスライサー、フードカッター、電気式フライヤー、電磁調理器、完全自動計量洗米装置、角釜立体炊飯器、コンビオーブン、電気クッキングケトル（回転釜）、真空低温冷却機、全自動軟水装置、IH調理器、システム食器洗浄機、食器供給・整理装置、システム食缶洗浄機 他